

支出負担行為担当官
防衛省大臣官房会計課
会計管理官 廣瀬 和希
(公 印 省 略)

公 告

下記により入札を実施するので、入札心得及び契約条項等を了承の上、参加されたい。

記

1. 入札に付する事項

調達番号	件名	内容	納入場所	納入期限
R8-S-0574	ペットボトル飲料水外3件	仕様書のとおり	仕様書のとおり	令和8年11月30日及び 令和8年12月25日

2. 入札方式 一般競争入札（電子調達システム（政府電子調達（GEPS））対象案件）

3. 入札日時 令和8年9月18日（金） （10：45）

4. 入札場所 防衛省市ヶ谷庁舎E2棟3階入札室

5. 参加資格 (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
(3) 令和07・08・09年度防衛省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のD等級以上に格付けされ、関東・甲信越地域の競争参加資格を有するもの。
(4) 防衛省から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(5) 前号により、現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

6. 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7. 入札保証金及び契約保証金 免 除

8. 入札の無効 5の参加資格のない者のした入札または入札に関する条件に反した入札は無効とする。

9. 契約書作成の要否 要

10. 適用する契約条項 一般契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項

11. その他

- (1) 細部入札要領については別途配布する「一般競争入札の案内について」（以下、入札案内）のとおり。
- (2) 入札案内受領の際、資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写しを提示すること。
- (3) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めないものとする。ただし、真にやむを得ない事由を防衛省が認めた場合には、この限りではない。
- (4) 同等品にて入札に参加する場合は、別途配布する入札案内に記載の問い合わせ先に照会のうえ、令和8年 9月 10日（木） 12：00 まで（行政機関の休日を除く）に調達要求元の確認を受けた同等品確認書を提出すること。
- (5) 本案件は、府省共通の「電子調達システム」（<https://www.p-portal.go.jp>）を利用した応札及び入開札手続により実施するものとする。ただし、電子調達システムによりがたい者は、「紙」による入札書等の提出も可とするが、郵便入札については、令和8年 9月 16日（水）までに、下記担当者必着分を有効とする。
- (6) 落札者が、10に掲げる契約条項のほか、中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小

- 企業者である場合は、「債権譲渡制限特約の部分的解除のための特約条項」を別途適用する。
- (7) 入札案内の交付場所、契約条項を示す場所及び問合せ先
〒162-8801 東京都新宿区市谷本村町5-1 (庁舎A棟10階) ※顔写真付の身分証明書を
持参すること。
受付時間 9:30~18:15 (12:00~13:00までの間を除く)

また、入札案内のメール配布を希望する者は、以下のとおりメールを送信すること。

メールアドレス：naikyoku_chotatsu_mailmagazine@ext.mod.go.jp
メール件名：「件名：〇〇〇」 入札案内送信依頼
添付ファイル：資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
防衛省大臣官房会計課契約係 高瀬 電話 03-3268-3111 内線20826

仕 様 書			
品 名	カタログ品共通仕様書	仕様書番号	
		作成年月日	令和8年8月
		変成年月日	
		大臣官房会計課庁舎管理室	

1 総則

(1) 一般事項

この仕様書は、内部部局で使用するカタログ品の調達について規定する。カタログ品の仕様は、箇条2(2)に規定する事項を除き製造者の仕様及び社内規格並びに商習慣による。

(2) 用語の意義

本仕様書にある「支出負担行為担当官等」とは、支出負担行為担当官又は契約担当官及びその補助者のことをいう。

2 製品に関する要求

(1) 品名及びカタログ製品名

この仕様書で調達する製品の品名及びカタログ製品名は、調達品目表による。

(2) 特別な要求

特に必要な場合は記載する。

3 出荷条件

製品の包装は、再生利用の容易さ及び廃棄時の負担低減に配慮されていること。

4 検査

検査は本仕様書に基づき、支出負担行為担当官補助者が行うものとする。

5 グリーン購入法の遵守について

本調達物品等が「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和8年2月3日変更閣議決定）の基準を満たすものであること。ただし、基本方針の改定があった場合には、これに従うものとする。

6 配送車両について

- (1) 本契約の履行に当たっては、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）に規定する、ディーゼル車規制に適合する自動車を使用し、または使用させること。
- (2) 本契約の履行において使用し、又は使用させる自動車の自動車検査証（車検証）の提示を求めた場合、速やかに提示すること。

7 その他

- (1) 搬入場所を事前に確認し、搬入作業に関する計画を提出したうえで、契約前に監督官の承認を得ること。
- (2) 庁舎内への出入り及び施設への立入りについては、庁舎内で定められた関係規則の手続きを行うと共に、諸規定に従うものとする。
- (3) 警備の観点から、納品される物品等については、X線検査を行うことにより多少時間がかかることを了承すること。
- (4) 業務中、各施設及び職員等に損害を与えた場合は、受注者の責任において復旧及び補償すること。
- (5) 本仕様書に疑義が生じた場合には、支出負担行為担当官等と協議すること。

調 達 品 目 表					
調達要求番号			作成 部署	大臣官房会計課 庁舎管理室	
No.	品名	カタログ製品名	数量	単位	備考
1	ペットボトル飲料水	富士サンスイ(株) 富士山麓の保存水 2ℓ×6本入 (株)富士ビバレッジ 黒部5年保存水 2ℓ×6本入 又は同等品以上のもの(他社の製品を含む。)	3,336	箱	※特別な要求
2	簡易トイレ	遠藤防災事務所 Qトフレ100回分 48001040 ケンユウ ベンリー袋100回分セット BI-100C 又は同等品以上のもの(他社の製品を含む。)	3,700	箱	
3	圧縮保管袋・ポンプ セット	遠藤防災事務所 簡易トイレ圧縮パック×5+ポンプセット 48001033 ケンユウ ベンリー圧縮保管袋セットタイプ2(空気抜き付)5MX-6P 又は同等品以上のもの(他社の製品を含む。)	240	箱	
4	汚物圧縮袋	遠藤防災事務所 簡易トイレ圧縮パック×10セット 48001034 ケンユウ ベンリー圧縮保管袋 タイプ2 10枚入り 10MX-6 又は同等品以上のもの(他社の製品を含む。)	1,726	箱	

※ 納入場所
東京都新宿区市谷本村町5-1
防衛省市ヶ谷庁舎内68号館 地下1階及び30号館
納入は官側が保有する架台を使用し、官側が指定する保管方法(2段に積む等)に従うこと。
なお、器材(フォークリフト等)は請負者の負担で準備すること。

※ 納入期限
令和8年12月25日
ただし、No.2～No.4は11月30日までに納品すること

※ 特別な要求
●1100×1100×150㎜耐荷重1000kgのパレット(再生PP製)に3段積または4段積の状態で納品すること。
なお、3段積及び4段積のパレット同数もしくは一方が1パレット分多い組み合わせで納品すること。

※ この調達品目表に記載したカタログ製品名は製品を選定する際の参考として例示したものであり当該製品を指定するものではない。

同等品申請に係る仕様等要求について

番号	品名	仕様等
1	ペットボトル飲料水	・ 1本2ℓであること。
		・ 1箱6本入りであること。
		・ 製造から3カ月以内のものであり、5年以上保存可能であること。
2	簡易トイレ	・ 保存期限が、10年以上であること。
		・ 1箱100回分であり、処理外袋（汚物袋）及び凝固剤が付属すること。
		・ 洋式大便器に袋をかぶせて使用する方法で使用可能であること。
3	圧縮保管袋・ポンプセット	・ 品質保証期間が10年以上であること。
		・ 圧縮パック5セット、足踏みポンプ1個、ホースがセットになっていること。
		・ 圧縮パックは空気抜き用の穴があり、圧縮することができること。
4	汚物圧縮袋	・ 品質保証期間が10年以上であり、寸法がW500mm×D700mm±10mm以内であること。
		・ 1箱10枚入りであること。
		・ 空気抜き用の穴があり、圧縮することができること。

保護すべき情報の指定に関するチェックシート

調達要求番号	
調達要求年月日	
調達要求書作成部署	大臣官房会計課
調達要求決裁者 (所属・役職・氏名)	大臣官房会計課 庁舎管理室 ・ 施設管理班 ・ 三浦 亜衣
調達要求件名	ペットボトル飲料水外 3 件
保護すべき情報の指定 に関するチェック内容	本調達における企業が取り扱う情報についてのチェック内容 (「はい」又は「いいえ」の該当する口を✓を付す) (1) 本調達において企業に利用させる情報等に関する事項 ・ 関係者以外への開示を制限する情報の伝達、文書、データ及び物件の貸付け又は提供することはない。 (☒ はい ・ ☐ いいえ) (2) 本調達において企業が作成した情報等に関する事項 ・ 当該情報、文書、データ及び物件の全てを開示することを予定している、又は、積極的な開示は予定していないが求められれば、全て開示できる。 (☒ はい ・ ☐ いいえ) (3) 本調達において企業が契約を履行する環境に関する事項 ・ 契約を履行する現場への立入や契約履行中の情報の取扱いを契約の履行関係者に制限しなくても良い。 (☒ はい ・ ☐ いいえ)
上記(1)から(3)までを踏まえた本調達の中の保護すべき情報の有無 設問 1 (1)から(3)までにおいて、1つ以上「いいえ」があるか。 ☐ 1つ以上「いいえ」がある ⇒保護すべき情報があるため、情報セキュリティ指定書を作成し、特約条項を適用する。 (以降の設問は省略) ☒ 全て「はい」 ⇒設問 2 へ 設問 2 国際共同研究開発の相手先や他国の情報を取扱う調達であり、保護すべき情報の指定を行わず企業に情報セキュリティ対策を求めない場合、当該他国との信頼を損なう可能性があるか。 ☐ はい ⇒保護すべき情報があるため、情報セキュリティ指定書を作成し、特約条項を適用する。 ☒ いいえ ⇒保護すべき情報がないため、特約条項を適用しない。	